

平成23年第3回定例会採択請願・陳情要旨

請願第6号

専修寺関東別院千葉出張所墓地建設反対の請願

本請願は平成22年3月12日、24名の紹介議員及び617名の署名簿を添え提出した「最終的に墓地を建設するための専修寺関東別院千葉出張所の建設反対に関する請願」に関連するもので、当該請願は、同年6月8日の第2回定例会において全会一致で採択されました。市民の代表である議員全員の賛同を得て採択された事実は、極めて重いことを認識すべきものと考えますが、市当局は同年7月12日、開発の許可を与え、現在、業者は寺院の建設を着々と進めております。

市の寺院の建設許可基準は千葉市開発審査会付議基準、第2 社寺仏閣等の建築、2(3)において、申請地を中心とした半径1キロメートル以内の市街化調整区域の範囲に200人以上(50戸以上)の信者が居住していることを条件の一つにしております。

同年4月22日の都市建設委員会では委員より、専修寺関東別院(以下「専修寺」という。)が提出した信徒数の信憑性についての質問があり、市当局からは当該地の戸数は300戸で、54戸の信徒名簿が提出されているとの回答でありました。信徒名簿の信憑性は、個人情報保護法により直接本人と接触はできませんが、信者の住所が存在していることを1件ごとに確認したとのことでした。当該地域は古い町で、宗派は先祖代々から確定している家が多い地域であり、約300戸のうち、54戸も浄土真宗専修寺高田派の信者が居住しているとは、常識的には考えられず、極めて信憑性の低い数値であると言わざるを得ません。市当局は専修寺が提出した信憑性の低い信徒名簿を、個人情報保護法に抵触するとして、信徒名簿の個人と面接などによる精査をすることなく、許可に必要な事項を満たしているとして開発許可を与えました。信憑性の低い信徒名簿が精査されることなく、採用されることは法治国家として疑義のある行為で、極めて遺憾に思います。

寺院があれば、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条第1項第1号イにより、宗教法人の事務所が存在する境内地に設置した墓地を経営しようとする場合は、墓地経営が許可されることになっており、専修寺は本条例に着手し、まず、寺院を建設して将来、営利目的の墓地経営を画策していると思われる。ことし2月18日、現在建設中の寺院の隣接地16,820平方メートルを取得しており、莫大な資金を投入して土地を取得し、その資金を回収するため早晚、自然原風景を破壊して墓地造成をしたいと思います。

したがって、下記のとおり墓地造成をさせないよう請願いたします。

記

- 1 専修寺が地元住民説明会で明言した「墓地は造成しない」という約束を遵守させること
- 2 法、条例の不完全な表現を巧みにいかくって、自然原風景を破壊して営利目的の墓地経営をさせないよう、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例等の見直しをすること

陳情第5号

公平な選定方法の実施と事実及び史実に忠実な教科書選定に対する陳情

今夏に迫った中学校社会科(公民、歴史)の教科書採択では、各教科書が教育基本法及び学習指導要領の趣旨にどれだけ適合しているか判明できる資料のもとに採択していただきたいです。また、学習指導要領の趣旨と逸脱した記述内容の教科書があってはなりません。

よって、選定方法及び記述内容の改善についても、精査可能な選定資料づくりをしていただきたく、下記事項について陳情いたします。

記

- 1 公平な選定手法に関して
 - (1)学習指導要領への適合度が判別できる選定資料をつくること
 - (2)採択を審議する教育委員会会議においては、委員会事務局による、教科書を特定できるような説明や推薦をしないこと
- 2 事実及び史実に関して
 - (1)自衛隊について、違憲が疑われる集団という紹介のあるものを採択しないこと
 - (2)拉致問題が、北朝鮮との関係好転を阻害している問題であるような記述のものを採択しないこと
 - (3)南京占領について、一方的に日本が悪逆非道に扱われている記述のものを採択しないこと

陳情第6号

副読本に関する陳情

千葉市教育現場においては長年、正規の教材(国庫負担無償配布)のほか、小学校で1人当たり年間5,363円、中学校で1人当たり年間6,756円の副読本(補助教材)が、保護者の負担として購入させられております。

現下の経済状況の厳しい折、保護者負担で用いる教材は、その内容がより一層正確で中正であることが求められます。

しかしながら、本市の公立中学校で用いられている歴史、公民の副読本では、いまだに歴史として事実ではない、また、教育基本法や学習指導要領が改正されたにもかかわらず、自虐史観記述の教材とも言える副読本が使用され、一部父兄から不要論(補助教材を使用していない学校は「歴史」5校、「公民」2校)もあることから、教育委員会において学習指導要領に準拠した市独自の採択要領の作成と、補助教材採択の教育委員会責任の明確性を示していただきたく、下記事項について陳情いたします。

記

- 1 教育基本法の改正や学習指導要領の改訂に準拠した補助教材の選定に努めること
- 2 副読本の父兄負担の軽減に努めるよう指導していただきたい

陳情第11号

放射能から子ども達を守るため放射能測定の充実を求める陳情

福島原子力発電所の事故で大量の放射能が放出され、200キロメートル以上離れた本市にも降り注ぎました。事故は現在も収束されておらず、放射能の放出もとまっています。事故から6ヶ月になろうとしていますが、放射性物質が土壌に堆積されていることが懸念されます。

子供たちが公園や園庭で砂まみれになって遊んだり、土ほこりが舞う校庭を走り回り、授業や部活動などに取り組む様子も見受けられます。子供たちは大人に比べ放射能の影響が大きく、父母たちは大変不安な毎日を過ごしています。

放射能のモニタリング調査結果による関東を含めた広域での汚染マップの公開がまだなされておられません。しかし、この間の自治体や民間の調査によると、県内でも東葛地域などではホットスポットが存在していることが判明しています。これら地域に近く、本市でも特に花見川区や稲毛区の一部地域は他地区と比較しても線量が高く心配です。市ではこの間2回にわたって空間線量を調査しており、その結果では数値が低下していますが安心することはできません。現在は放出された多くの放射性物質が近隣の土壌に定着されてきています。

このため近隣の船橋市、四街道市、成田市、印西市などを初めとした自治体は、学校や保育所、多くの子供の利用する公共施設や公園などをきめ細かく、独自に空間線量とあわせて土壌調査も実施し、結果を公表しています。本市においても子供の行動や目線に即しての調査を求めます。

また、除染対応も大がかりではなくとも、モデル的な実践の効果を見ながらスポット的なところで早く対処することで、被曝線量を低減することができそうです。ぜひこれらを行政と市民が知恵を出し合い、協力しながら行うことで市政への信頼も高まり、安心な地域生活に結びつくと考えます。

未来のある子供たち及び市民を守るため、放射能の影響をできる限り最小限に抑える立場に立ち、下記の取り組みをしていただきたく陳情いたします。

記

- 1 すべての学校、保育所、公園など子供たちが利用する公共施設について、1メートル及び地表近くの放射能測定を実施し、結果を公表すること
 - また、幼稚園など民間施設にも協力を求めること
- 2 測定は1カ所だけでなく、側溝など放射性物質がたまりやすい場所なども調査し、放射線量の高い箇所や地域については、土壌の調査もすること
- 3 モデル的に除染実験をするなど検証しながら、できる限り被曝線量を低く抑える方策をとっていくこと
 - また、市民や保護者が雑草を刈るなど除染活動をしたいという声に対しては相談に応じ、支援や協力をすること

陳情第12号

放射能から子ども達を守るため食品検査を求める陳情

福島原子力発電所の事故で大量の放射能が放出され、200キロメートル以上離れた本市にも降り注ぎました。事故は現在も収束されておらず、放射能の放出もとまっています。事故から6ヶ月になろうとしていますが、放射性物質が土壌に堆積されていることが懸念されます。

特に放射能の影響は、牛肉の稲わら問題のように思わぬところに汚染が広がり深刻なものとなっていますが、出荷段階での検査体制はいまだ十分とは言えません。国は事故直後の緊急事態の中で、暫定規制値を設定していますが、これは例えばセシウムでは小さい子供も区別なく年間5ミリシーベルトを被曝限度としています。大人に比べて子供たちは放射能への感受性が高く、また自分でリスクを取り除くことができません。

原発事故で大量に放出された放射性物質は土壌に定着し、また海洋にも流出しています。今後特に収穫期を迎える農産物や海産物の食品汚染が心配です。現在我が国が設定している暫定規制値は、緊急時ということで設定されており、例えば水はアメリカの法令基準0.111ベクレル・パー・リットル、ドイツの0.5ベクレル・パー・リットルなど諸外国の規制値と比較しても極めて高い値となっています。また食品ではセシウムが500ベクレル・パー・キログラムとなっていますが、毎日食べる主食も同じ扱いです。放射能に汚染された水や食品を長期にわたって体内に取り込むことによる内部被曝は極めて深刻で、とりわけ子供たちの将来にわたる健康被害が懸念される場所です。緊急時での暫定規制値がいつまで続くのか問題であり、早急なる見直しが必要と考えます。

食品汚染に対処するには、一自治体ではとても対応できるものではありません。国や県への働きかけをするとともに、市としても給食のサンプル調査や流通段階などの食品の検査体制を強化し、その情報を速やかに市民に伝えることで、市民の不安を払拭するよう努めていただくよう求めます。

未来ある子供たち及び市民を守るため、放射能の影響をできる限り最小限に抑える立場に立ち、下記の取り組みをしていただきたく陳情いたします。

記

- 1 学校や保育所などでの給食食材について、放射線測定のサンプル調査を行い公表すること
 - また、食材の調達や調理方法を工夫し、放射性物質を減らすよう努めること
- 2 食品の暫定規制値の見直しを早期に行うよう国に求めること
 - また、食品の安全性への信頼確保のため、国や県に出荷段階での調査体制の徹底を求めること
- 3 現在市が実施している流通段階の食品の検査対象を拡大すること
 - また、市民が持ち寄った食品等の検査にも応じられるような体制を検討すること

陳情第13号

放射線に対する保育園・幼稚園・学校・公園の除染、給食の安全管理強化、および情報発信に関する陳情

3月11日の震災による福島原発の爆発事故により、3月15日からの約1週間で、関東には相当量の放射性物質が飛散し、降り積もっています。この最初の1週間程度で、大多数の市民が被曝していると考えられ、現在も原発事故自体は収束しておらず、放射性物質は漏れいし続けています。

市が保育所、幼稚園、小学校等で行った測定の結果は、大部分の測定地において、本来国が法律で定める被曝量の年間1ミリシーベルトを外部被曝だけで超える線量となっています(毎時的約0.11マイクロシーベルト以上)。

この数値は成人を含む基準であり、特に放射線に対して感受性が高いとされる子供や妊婦にとって、到底許容できる環境ではありません。

子供や胎児は、放射線によって細胞の遺伝子を持つ細胞が、分裂を繰り返して成長するので、放しほく放射線に対する危険(感受性)は高いと言われます(白血病で成人の4～5倍、甲状腺がんが2～3倍)、少量の被曝であっても可能な限り避けなければなりません。

そのために、まずは子供たちが多くの時間を過ごす場所での除染が最優先であると思います。除染は、大幅な予算を使った大々的なものでなくても、竹ぼうきなどでの掃き取りや、遊具、雨どい、側溝などの清掃を定期的に継続して実行するなど、できる範囲で実行することが重要です。

また、子供が選択できずに毎日食べる給食においては、長野県松本市のように「内部被曝ゼロ」を目指す姿勢が必要です。給食を1食分余分に作り、灰にして放射線量を調査する、または弁当の持参の選択を認めるといった対策をお願いいたします。

さらに、教育関係者には子供の無用な被曝を避けるよう、子供たちを守る意識を徹底させてください。

現在の市の情報発信は、不安をあおらないために安心させてふたをするような対応に見受けられ、注意を払えば無用な被曝は防げますという観点からすると、子供を守るための情報発信や指導を怠っていると感じます。市が正確な情報を発信し、子供の成長とともに安心して暮らせる町への姿勢を市民に見せることが、市民の安心と信用につながります。

この問題は、私たちが住んでいるところを、私たちが子供と未来のために改善したいということであり、市の対応や数値と比較することでないことを考えます。国や県の指針に頼らず、他市の判断で子供と安心して暮らしていくため、未来を守るための市民を守る対応を切にお願いし、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 千葉市内の保育園、幼稚園の園庭、学校の校庭、公園等の除染を実施すること
- 2 給食からの内部被曝ゼロを目指した安全管理の徹底を行うこと
- 3 放射能問題に引き合せて取り組み、子供たちを被曝から守る旨の通達及び情報発信に努めること